

( 愛媛県報平成15年12月26日第1521号外 1 別冊 3 )

# 伊予灘における共同漁業の免許の内容たる べき事項等



1 免許番号 伊共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市安居島地先

(3) 漁場の区域 北条市安居島の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 北条市

1 免許番号 伊共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市安居島地先

(3) 漁場の区域 北条市安居島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 北条市

1 免許番号 伊共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃

〃	かき漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市小安居島地先

(3) 漁場の区域 北条市小安居島の周辺最大高潮時海岸線から 500メートル以内の区域

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第4号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市小安居島地先

(3) 漁場の区域 北条市小安居島の周辺最大高潮時海岸線から 1,000メートル以内の区域

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第5号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市安居島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 150メートル以内の区域

基点 A 北条市安居島大殿鼻

点 ア Aから広島県尾久比島西端見通し 1,600メートルの点

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第6号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市安居島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 150メートル以内の区域

基点 A 北条市安居島神子ノ鼻

点 ア Aから広島県大崎下島島頂見通し1,500メートルの点

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第7号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市安居島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 北条市安居島漁港棧橋付根の大岩

点 ア Aから北条市小安居島西端見通し625メートルの点

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第8号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市安居島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 広島県齋島南端

B 北条市と越智郡菊間町との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶽鼻)

点 ア Aから北条市白石(二ツ石)の中央見通し延長線とBから同市小安居島南端見通し延長線との交点

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第9号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市小安居島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 北条市小安居島カンヌの鼻

点 ア Aから越智郡波方町梶取鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第10号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市小安居島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 北条市小安居島カンヌの鼻

点 ア Aから北条市汐出磯頂見通し800メートルの点

3 関係地区 北条市

1 免許番号 伊共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	えむし漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	ふのり漁業	"
"	もづく漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	まてがい漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	いがい漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市地先

(3) 漁場の区域

Aから北条市白石(ニツ石)見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線(北条市鹿島を含む)から500メートル以内の区域。北条市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域並びに同市小鹿島、千霧岩及び寒戸玉理岩の周辺最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域並びにク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。

基点 A 北条市と越智郡菊間町との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶽鼻)

B 北条市と松山市との最大高潮時海岸線における境界

- C 北条港灯台
- 点 ア Cから 180 度30分 490 メートルの点
- イ Cから 177 度30分 686 メートルの点
- ウ Cから 172 度 700 メートルの点
- エ Cから 169 度 708 メートルの点
- オ Cから 168 度 508 メートルの点
- カ Cから 173 度30分 502 メートルの点
- キ Cから 173 度30分 490 メートルの点
- ク Cから 310 度30分 732 メートルの点
- ケ Cから 307 度 760 メートルの点
- コ Cから 303 度 678 メートルの点
- サ Cから 300 度 630 メートルの点
- シ Cから 303 度30分 600 メートルの点
- ス Cから 307 度 648 メートルの点

3 関係地区 北条市

1 免許番号 伊共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市地先

(3) 漁場の区域

Aから北条市白石(ニツ石)見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線(北条市鹿島を含む)から1500メートル以内の区域及び北条市寒戸玉理岩の周辺最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域並びにク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。

基点 A 北条市と越智郡菊間町との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶽鼻)

B 北条市と松山市との最大高潮時海岸線における境界

C 北条港灯台

- 点 ア Cから 180 度30分 490 メートルの点
- イ Cから 177 度30分 686 メートルの点
- ウ Cから 172 度 700 メートルの点
- エ Cから 169 度 708 メートルの点
- オ Cから 168 度 508 メートルの点
- カ Cから 173 度30分 502 メートルの点
- キ Cから 173 度30分 490 メートルの点
- ク Cから 310 度30分 732 メートルの点
- ケ Cから 307 度 760 メートルの点
- コ Cから 303 度 678 メートルの点
- サ Cから 300 度 630 メートルの点

シ Cから 303 度30分 600 メートルの点  
ス Cから 307 度 648 メートルの点

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第13号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、はまち寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市浅海本谷地先

(3) 漁場の区域

Aから北条市白石(ニツ石)見通し線とBから同市安居島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

基点 A 北条市と越智郡菊間町との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶽鼻)

B 北条市浅海本谷千波川河口左岸端

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第14号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、ちぬ寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市浅海地先

(3) 漁場の区域 北条市浅海沖汐出磯の周辺最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第15号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市大浦こもが鼻地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 北条市大浦こもが鼻

点 ア Aから北条市小安居島頂見通し1,200メートルの点

3 関係地区 北条市

**1 免許番号 伊共第16号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期



漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、はまち寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市波妻鼻地先

(3) 漁場の区域

Aを中心として半径300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 北条市大浦波妻鼻

3 関係地区 北条市

### 1 免許番号 伊共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市波妻鼻地先

(3) 漁場の区域 Aを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 北条市大浦波妻鼻

点 A Aから温泉郡中島町野忽那島金刀比羅鼻見通し2,300メートルの点

3 関係地区 北条市

### 1 免許番号 伊共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市波妻鼻地先

(3) 漁場の区域 Aを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 北条市大浦波妻鼻

点 A Aから松山市興居島頭崎見通し2,200メートルの点

3 関係地区 北条市

### 1 免許番号 伊共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら、はまち寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市鹿島地先

(3) 漁場の区域 北条市寒戸岩の周辺最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域

3 関係地区 北条市

1 免許番号 伊共第20号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市柳原地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 北条市柳原港北側防波堤北側突端

点 ア Aから北条市小鹿島頂見通し700メートルの点

3 関係地区 北条市

1 免許番号 伊共第21号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 北条市柳原地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 北条市柳原港北側防波堤北側突端

点 ア Aから温泉郡中島町野忽那島金刀比羅鼻見通し1,800メートルの点

3 関係地区 北条市

1 免許番号 伊共第22号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	もづく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃

＼	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
＼	うに漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町野忽那島周辺地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町野忽那島の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。

基点 A 温泉郡中島町野忽那島下栗崎

B 温泉郡中島町野忽那島阿弥陀仏鼻

点 ア Aから温泉郡中島町睦月島大谷水路口見通し線の中央点

イ Bから温泉郡中島町睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那

### 1 免許番号 伊共第23号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町野忽那島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町野忽那島の周辺最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。

基点 A 温泉郡中島町野忽那島下栗崎

B 温泉郡中島町野忽那島阿弥陀仏鼻

点 ア Aから温泉郡中島町睦月島大谷水路口見通し線の中央点

イ Bから温泉郡中島町睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那

### 1 免許番号 伊共第24号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町野忽那島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 松山市高浜町四十島島頂

B 温泉郡中島町睦月島梅ノ子鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し延長線とBから温泉郡中島町野忽那島下栗崎見通し延長線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那

1 免許番号 伊共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町野忽那島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町野忽那島牛ケ口鼻

B 温泉郡中島町野忽那島下栗崎

点 ア Aから温泉郡中島町由利島北端見通し線とBから松山市興居島小富士頂見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那

1 免許番号 伊共第26号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町野忽那島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町野忽那島牛ケ口鼻

B 温泉郡中島町野忽那島田ノ島北端

点 ア Aから北条市小安居島頂見通し線とBから同市波妻鼻見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那

1 免許番号 伊共第27号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町野忽那島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町野忽那島皿山崎(標識)

B 温泉郡中島町野忽那島田ノ島東端

点 ア Aから北条市安居島西端見通し線とBから温泉郡中島町沖ノ孤島頂見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那

1 免許番号 伊共第28号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町野忽那島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町小館場島東端

B 温泉郡中島町睦月島甫崎の標識

点 ア Aから温泉郡中島町大字栗井歌崎見通し延長線とBから同町野忽那島阿弥陀  
仏鼻見通し延長線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那

### 1 免許番号 伊共第29号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字栗井地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町大館場島南端

B 温泉郡中島町睦月島甫崎の標識

点 ア Aから温泉郡中島町沖ノ孤島北端見通し延長線とBから同町芋子島中央見通し延長線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那、大字宇和間、大字熊田、大字吉木、大字饒、大字畑里及び大字栗井

### 1 免許番号 伊共第30号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字大浦地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径270メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町高島三ツ石

B 温泉郡中島町野忽那島金刀比羅鼻頂

点 ア Aから温泉郡中島町睦月島西北端見通し延長線とBから同町野忽那島皿山崎の標識見通し延長線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字野忽那、大字大浦、大字小浜、大字長師及び大字宮野

### 1 免許番号 伊共第31号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	もづく漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	"
"	にな漁業	"

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町睦月島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町睦月島の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Aから松山市興居島西端見通し線及びBから北条市安居島西端見通し線以西の区域並びにア及びイを結んだ延長線以東の区域を除く。

- 基点 A 温泉郡中島町大字大浦長崎鼻  
 B 温泉郡中島町大字小浜セノ鼻  
 C 温泉郡中島町睦月島大谷水路口  
 D 温泉郡中島町睦月島梅ノ子鼻

- 点 ア Cから温泉郡中島町野忽那島下栗崎(大落崎)見通し線の中央点  
 イ Dから温泉郡中島町野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

3 関係地区 温泉郡中島町大字睦月

1 免許番号 伊共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町睦月島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町睦月島の周辺最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Aから松山市興居島西端見通し線及びBから北条市安居島西端見通し線以西の区域並びに

ア及びイを結んだ延長線以東の区域を除く。

- 基点 A 温泉郡中島町大字大浦長崎鼻  
B 温泉郡中島町大字小浜セノ鼻  
C 温泉郡中島町睦月島大谷水路口  
D 温泉郡中島町睦月島梅ノ子鼻

- 点 ア Cから温泉郡中島町野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点  
イ Dから温泉郡中島町野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点

3 関係地区 温泉郡中島町大字睦月

1 免許番号 伊共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町睦月島崩鼻地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径140メートル以内の区域

- 基点 A 温泉郡中島町大字睦月140番地の1前護岸の標識  
B 温泉郡中島町大字小浜屋形石鼻

- 点 ア Aから温泉郡中島町小市島東端見通し線とBから松山市興居島頭崎見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字睦月

1 免許番号 伊共第34号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町中島地先

(3) 漁場の区域

Aから越智郡菊間町と北条市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域並びに高島及び殿島の周辺最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東の区域を除く。

基点 A 温泉郡中島町大字大浦と同町大字粟井との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町大字宮野と同町大字神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 温泉郡中島町大字大浦長崎鼻

D 温泉郡中島町大字小浜セノ鼻

E 温泉郡中島町大字小浜屋形石鼻

点 ア Cから北条市波妻鼻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから北条市安居島西端見通し線との交点

ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森頂見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字大浦、大字小浜、大字長師及び大字宮野

## 1 免許番号 伊共第35号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町中島地先

(3) 漁場の区域

Aから越智郡菊間町と北条市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域並びに高島及び殿島周辺最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東の区域を除く。

基点 A 温泉郡中島町大字大浦と同町大字粟井との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町大字宮野と同町大字神浦との最大高潮時海岸線における境界

C 温泉郡中島町大字大浦長崎鼻

D 温泉郡中島町大字小浜セノ鼻

E 温泉郡中島町大字小浜屋形石鼻

点 ア Cから北条市波妻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点

イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから北条市安居島西端見通し線との交点

ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森頂見通し線との交点



線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字大浦、大字小浜、大字長師及び大字宮野

1 免許番号 伊共第36号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字神浦地先

(3) 漁場の区域

Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから温泉郡中島町二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町大字神浦と同町大字宮野との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町大字神浦と同町大字宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 温泉郡中島町大字神浦

1 免許番号 伊共第37号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	わかめ漁業	〃
〃	ふのり漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで

〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字神浦地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町大字神浦フグリ岩の周辺最大高潮時海岸線から 300 メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字神浦

### 1 免許番号 伊共第38号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字神浦地先

(3) 漁場の区域

A から松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線と B から温泉郡中島町二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の区域及び同町大字神浦フグリ岩の周辺最大高潮時海岸線から 300 メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町大字神浦と同町大字宮野との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町大字神浦と同町大字宇和間との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 温泉郡中島町大字神浦

### 1 免許番号 伊共第39号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字神浦赤崎地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 140 メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町大字長師スネノモト防波堤西側付根

B 温泉郡中島町クダコ島北端

点 ア A から温泉郡中島町小市島北端見通し線と B から温泉郡中島町大字神浦赤崎見通し延長線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字神浦

1 免許番号 伊共第40号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字神浦地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町大字神浦2855番地の2の標識

点 ア Aから温泉郡中島町横島東端見通し300メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字神浦

1 免許番号 伊共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	あらめ漁業	"
"	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	いがい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町西中島地先

(3) 漁場の区域

Aから越智郡菊間町と北条市との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶽鼻)見通し線とBから温泉郡中島町二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域及び同町沖ノ孤島周辺最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町大字栗井と同町大字大浦との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町大字宇和間と同町大字神浦との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 温泉郡中島町大字栗井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

1 免許番号 伊共第42号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町西中島地先

(3) 漁場の区域

Aから越智郡菊間町と北条市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶽鼻）見通し線とBから温泉郡中島町二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、同町クダゴ島の周辺最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域を除く。

基点 A 温泉郡中島町大字粟井と同町大字大浦との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町大字宇和間と同町大字神浦との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

1 免許番号 伊共第43号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	烏付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字粟井歌崎地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 温泉郡中島町大字粟井と同町大字畑里との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町大字粟井歌崎山山頂

点 ア Aから温泉郡中島町小館場島東端見通し720メートルの点

イ Bから北条市安居島西端見通し1,200メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

1 免許番号 伊共第44号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	烏付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字畑里地先

(3) 漁場の区域 温泉郡中島町崩磯の周辺最大高潮時海岸線から180メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

1 免許番号 伊共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字饒地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 温泉郡中島町大字畑里と同町大字饒との最大高潮時海岸線における境界

B 温泉郡中島町饒漁港（饒地区）北防波堤北側付根

点 ア Aから温泉郡中島町大館場島松笠岩見通し1,090メートルの点

イ Bから温泉郡中島町大館場島西ノ鼻見通し1,090メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

## 1 免許番号 伊共第46号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大字宇和間城ノ鼻地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 温泉郡中島町大字宇和間城の内甲676番地の2の標識

B 温泉郡中島町大字宇和間小部屋崎

点 ア Aから温泉郡中島町怒和島風切鼻見通し1,000メートルの点

イ Bから温泉郡中島町怒和島ホウ崎見通し500メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

## 1 免許番号 伊共第47号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町クダコ島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径90メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町クダコ島北側の鼻の平岩

B 温泉郡中島町クダコ島東側岩場に設置された標識

点 ア Aから温泉郡中島町饒漁港（宇和間、熊田地区）南防波堤基部見通し線とBから同町大字吉木丸子鼻見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田、大字宇和間、大字上怒和及び大字元怒和

## 1 免許番号 伊共第48号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町クダコ島地先

(3) 漁場の区域 温泉郡中島町クダコ島の周辺最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田、大字宇和間、大字上怒和及び大字元怒和

1 免許番号 伊共第49号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町クダコ島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径90メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町クダコ島南鼻

B 温泉郡中島町大字上怒和丸山山頂

点 ア Aから温泉郡中島町下二子島東端見通し線とBから同町二神島羽ノ串鼻見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田、大字宇和間、大字上怒和及び大字元怒和

1 免許番号 伊共第50号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大館場島及び小館場島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町大館場島及び小館場島の周辺最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字栗井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

**1 免許番号 伊共第51号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大館場島及び小館場島地先

ウ 漁場の区域

温泉郡中島町大館場島及び小館場島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字栗井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

**1 免許番号 伊共第52号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町小館場島地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 温泉郡中島町小館場島ヤカタ石  
B 温泉郡中島町小館場島東端の大岩  
C 温泉郡中島町田ノ島北端

- 点 ア Aから広島県倉橋島亀ヶ首崎見通し線とCから温泉郡中島町大字粟井歌崎灯台見通し延長線との交点  
イ Bから北条市小安居島南端見通し線とCから温泉郡中島町大字粟井歌崎灯台見通し延長線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

### 1 免許番号 伊共第53号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大館場島地先

(3) 漁場の区域 Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 温泉郡中島町大館場島東端  
B 温泉郡中島町小館場島西端

- 点 ア Aから広島県鹿島東端見通し1,250メートルの点  
イ Bから広島県鹿老渡島東端見通し1,300メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

### 1 免許番号 伊共第54号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町大館場島地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 温泉郡中島町大館場島松笠岩  
B 温泉郡中島町大館場島西ノ鼻

- 点 ア Aから温泉郡中島町大字畑里と同町大字饒との最大高潮時海岸線における境界見通し1,090メートルの点  
イ Bから温泉郡中島町大字饒鷲ノ鼻見通し1,090メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字粟井、大字畑里、大字饒、大字吉木、大字熊田及び大字宇和間

### 1 免許番号 伊共第55号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期



漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	あらめ漁業	"
"	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	いがい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	あかにし漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	しゃこ漁業	"
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	"

イ 漁場の位置 温泉郡中島町怒和島地先

ウ 漁場の区域

温泉郡中島町怒和島の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、同町二神島能崎から広島県倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 温泉郡中島町大字上怒和及び大字元怒和

### 1 免許番号 伊共第56号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町怒和島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町怒和島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、同町二神島能崎から広島県倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域、温泉郡中島町クダコ島の周辺最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域、並びに同町上二子島及び下二子島の周辺最大高潮時海岸線から150メートルの区域を除く。

3 関係地区 温泉郡中島町大字上怒和及び大字元怒和

1 免許番号 伊共第57号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町上二子島及び下二子島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町上二子島及び下二子島の周辺最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字元怒和、大字上怒和及び大字二神

1 免許番号 伊共第58号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町怒和島地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町大字上怒和と同町大字元怒和との最大高潮時海岸線における南部境界から海岸線に沿って上怒和側50メートルの地点に設置された標識

点 ア Aから温泉郡中島町大字宇和間部屋ノ鼻見通し300メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字上怒和及び大字元怒和

1 免許番号 伊共第59号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 温泉郡中島町怒和島風切鼻地先  
(3) 漁場の区域 アを中心として半径130メートル以内の区域  
    基点 A 温泉郡中島町怒和島風切鼻  
    点 ア Aから北条市安居島西端見通し700メートルの点  
3 関係地区 温泉郡中島町大字上怒和及び大字元怒和

**1 免許番号 伊共第60号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

- (2) 漁場の位置 温泉郡中島町怒和島風切鼻地先  
(3) 漁場の区域 Aア、アイ及びイAの3直線によって囲まれた区域  
    基点 A 温泉郡中島町怒和島風切鼻  
    点 ア Aから北条市安居島西端見通し1,000メートルの点  
    イ Aから広島県羽山島南端見通し1,200メートルの点  
3 関係地区 温泉郡中島町大字上怒和及び大字元怒和

**1 免許番号 伊共第61号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

- (2) 漁場の位置 温泉郡中島町怒和島コシキ鼻地先  
(3) 漁場の区域  
    Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、温泉郡中島町二神島能崎から広島県倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域を除く。  
    基点 A 温泉郡中島町怒和島コシキ鼻  
    B 温泉郡中島町怒和島アカツワ崎  
    点 ア Aから温泉郡中島町津和地島小ウノト鼻見通し500メートルの点  
    イ Bから広島県羽山島東端見通し600メートルの点  
3 関係地区 温泉郡中島町大字上怒和及び大字元怒和

**1 免許番号 伊共第62号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	もづく漁業	〃
〃	いぎす漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ながにし漁業	〃
〃	あかにし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町津和地島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町津和地島及び流児島の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域並びに同町小児島及び竹ノ子島の周辺300メートル以内の区域。ただし、同町二神島能崎から広島県倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び温泉郡中島町二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 温泉郡中島町大字津和地

1 免許番号 伊共第63号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町津和地島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町津和地島及び流児島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域並びに同町小児島の周辺最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域。ただし、同町二神島能崎から広島県倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び温泉郡中島町二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。

3 関係地区 温泉郡中島町大字津和地

1 免許番号 伊共第64号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町流児島地先

(3) 漁場の区域 Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域

基点 A 温泉郡中島町流児島北端

B 温泉郡中島町小児島北端

点 ア Aから山口県小柱島東端見通し1,300メートルの点

イ Bから広島県羽山島東端見通し1,200メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字津和地

1 免許番号 伊共第65号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町津和地島空山鼻地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町津和地島空山鼻

点 ア Aから広島県横島西端見通し1,800メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字津和地

1 免許番号 伊共第66号

2 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町津和地島氏神鼻地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 温泉郡中島町津和地島空山鼻

B 温泉郡中島町津和地島剣ノ鼻

点 ア Aから山口県柱島新宮鼻見通し1,700メートルの点

イ Bから広島県黒島東端見通し1,300メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字津和地

1 免許番号 伊共第67号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町津和地島剣ノ鼻地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径50メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町津和地島剣ノ鼻

点 ア Aから山口県柱島新宮鼻見通し1,500メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字津和地

### 1 免許番号 第68号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町津和地島刈藻鼻地先

(3) 漁場の区域 Aア、アイ及びイBの3直線によって囲まれた区域

基点 A 温泉郡中島町津和地島刈藻鼻

点 ア Aから山口県諸島東端見通し線と温泉郡中島町二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線との交点

イ Aから山口県情島中鼻見通し線と温泉郡中島町二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線との交点

3 関係地区 温泉郡中島町大字津和地

### 1 免許番号 伊共第69号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
"	いぎす漁業	"
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	あわび漁業	"
"	いがい漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	いしだたみ漁業	"
"	こしだかがんがら漁業	"
"	たこ漁業	"

〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町二神島、横島及び中島（ナカシマ）地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町二神島、横島及び中島（ナカシマ）の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

**1 免許番号 伊共第70号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町鴨背島地先

(3) 漁場の区域 温泉郡中島町鴨背島の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

**1 免許番号 伊共第71号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町二神島地先

(3) 漁場の区域

温泉郡中島町二神島及び横島の周辺最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域並びに同町鴨背島及び中島(ナカシマ)の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

**1 免許番号 伊共第72号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(1) 漁場の位置 温泉郡中島町二神島地先

(2) 漁場の区域

Aから温泉郡中島町津和地島押登リノ鼻(竜ヶ口鼻)見通し線とBから松山市釣島灯台見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域及び温泉郡中島町中島(ナカシマ)の周辺最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域

基点 A 温泉郡中島町二神島水尻東端

B 温泉郡中島町二神島羽ノ串鼻

3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

**1 免許番号 伊共第73号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
"	かき漁業	"
"	あわび漁業	"
"	いがい漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	たこ漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
"	しゃこ漁業	"



第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃
---------	--------	---

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町小市島地先

(3) 漁場の区域 温泉郡中島町小市島の周辺最大高潮時海岸線から 200メートル以内の区域

3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

### 1 免許番号 伊共第74号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 温泉郡中島町小市島北端地先

(3) 漁場の区域 Aア、アイ及びイAの3直線によって囲まれた区域

基点 A 温泉郡中島町小市島北端

点 ア Aから温泉郡中島町中島赤崎見通し 500メートルの点

イ Aから温泉郡中島町二神島亀崎見通し 500メートルの点

3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

### 1 免許番号 伊共第75号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	うみぞうめん漁業	4月1日から7月31日まで
〃	いぎす漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	いしだたみ漁業	〃
〃	こしだかがんがら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	〃

- (2) 漁場の位置 温泉郡中島町由利島地先  
 (3) 漁場の区域 温泉郡中島町由利島の周辺最大高潮時海岸線から 200 メートル以内の区域  
 3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

**1 免許番号 伊共第76号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 温泉郡中島町由利島地先  
 (3) 漁場の区域 温泉郡中島町由利島の周辺最大高潮時海岸線から 1,500 メートル以内の区域  
 3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

**1 免許番号 伊共第77号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

- (2) 漁場の位置 温泉郡中島町由利島南部地先  
 (3) 漁場の区域  
 A から山口県片山島東端見通し線と B から伊予郡双海町上灘牛ノ峰山頂見通し線との間の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の区域  
 基点 A 温泉郡中島町由利島小由利西端  
 B 温泉郡中島町由利島南端(カイノ鼻)  
 3 関係地区 温泉郡中島町大字二神

**1 免許番号 伊共第78号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 松山市堀江町地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径50メートル以内の区域。  
 基点 A 松山市と北条市との最大高潮時海岸線における境界  
 点 ア Aから松山市和気町犬ノ頭島見通し 450 メートルの点  
 3 関係地区 松山市堀江町

**1 免許番号 伊共第79号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	もづく漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	いがい漁業	"
"	とりがい漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	あわび漁業	"
"	とこぶし漁業	"
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	うに漁業	1月1日から12月31日まで
"	えむし漁業	"
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	"
"	ぼら張切網漁業	"

(2) 漁場の位置 松山市堀江町地先

(3) 漁場の区域

Aから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線とBから温泉郡中島町野忽那島牛ヶ口鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。

基点 A 松山市と北条市との最大高潮時海岸線における境界

B 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端

3 関係地区 松山市堀江町

1 免許番号 伊共第80号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	いがい漁業	"
"	とりがい漁業	"

〃	はまぐり漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市和気地先

(3) 漁場の区域

Aから温泉郡中島町野忽那島牛ヶ口鼻見通し線とBから松山市興居島頭崎見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Cア、アイ、イDの三直線以内の区域（昭和47年5月1日四国電力株式会社松山発電所と和気漁業協同組合ほか1組合が締結した「灰捨場埋立工事に伴う漁業補償契約」に基づく補償区域）を除く。

基点 A 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時における左岸端

B 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識

C 四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸東北端

D 四国電力株式会社松山発電所跡地西端公有水面埋立免許境界杭

点 ア Cから四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸延長線上88メートルの点

イ Dから温泉郡中島町野忽那島牛ヶ口鼻見通し線上62メートルの点

3 関係地区 松山市和気町、勝岡町及び馬木町

## 1 免許番号 伊共第81号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	もづく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりかい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃

＼	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日から
＼	うに漁業	1月1日から12月31日まで
＼	えむし漁業	＼
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	＼

(2) 漁場の位置 松山市泊町、由良町及び門田町地先

(3) 漁場の区域

イア、アウ、ウエ及びエオの4直線並びにAD間の西側(松山市釣島を含む)最大高潮時海岸線から1,090メートルの線と松山市興居島及び同市釣島の周辺最大高潮時海岸線から1,090メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業については、Aから松山市四十島見通し線と同市興居島神崎から同市白石ノ鼻見通し線との間の区域を除く。

基点 A 松山市興居島黒崎

B 松山市興居島城ノ鼻

C 松山市興居島弁天鼻

D 松山市興居島頭崎

点 ア Aから松山市四十島島頂とを結ぶ直線の中央点

イ Cからア見通し延長線とAから1,090メートルの線との交点

ウ Bから北条市鹿島西南端見通し線とCからア見通し線との交点

エ Aから広島県齋島西端見通し線とBから北条市鹿島西南端見通し線との交点

オ Aから広島県齋島西端見通し線とDから松山市高浜白石鼻見通し線との交点

3 関係地区 松山市泊町、由良町及び門田町

## 1 免許番号 伊共第82号

### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
＼	ひじき漁業	＼
＼	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
＼	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
＼	さざえ漁業	＼
＼	かき漁業	＼
＼	あさり漁業	＼
＼	いがい漁業	＼
＼	とこぶし漁業	＼
＼	あわび漁業	＼
＼	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
＼	うに漁業	1月1日から12月31日まで
＼	えむし漁業	＼
＼	たいらぎ漁業	＼
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	＼

(2) 漁場の位置 松山市高浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大高潮時海岸線とによってかこまれた区域。ただし、昭和53年12月1日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和56年10月12日付けで愛媛県と高浜漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域並びに昭和62年11月6日付けで愛媛県と高浜漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域を除く。

基点 A 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識

B 松山市港山町明神鼻標柱

C 松山市興居島黒崎

D 松山市興居島城ノ鼻

E 松山市興居島弁天鼻

点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し1,100メートルの点

イ Cから広島県齋島西端見通し線とDから北条市鹿島西南端見通し線との交点

ウ Dから北条市鹿島西南端見通し線とEからエ見通し線との交点

エ Cから松山市四十島島頂とを結ぶ直線の中央点

オ Bから山口県小水無瀬島頂見通し線とEからエ見通し延長線との交点

3 関係地区 松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺町、港山町、松ノ木、石風呂町及び新浜町

1 免許番号 伊共第83号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	わかめ漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりかい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市三津浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、松山市三津外防波堤ドルフィンと同市三津貯木場防波堤付根南端とを結んだ直線以内の区域、同市三津貯木場防波堤突端と三津3丁目地先護岸堤防南西端とを結んだ直線以内の区域及び同市三津内港渡船場護岸標識2点を結んだ直線以内の区域及び昭和45年12月18日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」及び昭和53年11月6日付けで松山市と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業権補償覚書」記載の区域、昭和55年12月25日付けで愛媛県と松山市漁協ほか2組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和59年3月13日付けで日本石油株式会社と松山市漁協ほか2組合が締結した「協定書」に記載の区域並びに昭和61年5月7日付けで愛媛県と松山市漁協ほか2組合が締結した「松山港外港第2ふ頭等漁業補償契約書」に記載の区域及び、平成7年5月19日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合ほか2組合が締結した「松山港（外港地区・吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の区域を除く。さらに、第1種共同漁業かき漁業及びえむし漁業以外の漁業については、同市三津内港防波堤突端と同市港山町明神鼻を結んだ直線以内の区域を除く。

基点 A 松山市港山町明神鼻標柱

B 松山市外港1号防波堤西側付根

C 松山市北吉田町忽那山山頂

点 ア Aから山口県小水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

イ Bから270度1,500メートルの点

ウ Cから温泉郡中島町由利島南端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 松山市旧三津、旧大可賀及び旧北吉田

4 制限又は条件 松山市今出漁業協同組合からの入漁を拒んではない。

## 1 免許番号 伊共第84号

### 2 免許の内容たるべき事項

#### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	ひじき漁業	〃
〃	もづく漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	かき漁業	〃
〃	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あかがい漁業	〃
〃	とりかい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃

〃	あさり漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 松山市今出地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオIの6直線とA I間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、A Bを結んだ直線以内の区域、Cカ、カキ及びキクの3直線以内の区域、F G、Gケ及びケHの3直線以内の区域、吉田浜外防波堤敷にかかる区域（昭和52年12月13日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」に記載の区域）、昭和60年3月18日付けで愛媛県と松山市今出漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに昭和60年3月18日付けで松山市土地開発公社と松山市今出漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに平成7年5月19日付けで愛媛県と松山市今出漁業協同組合が締結した「松山港（外港地区、吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の区域を除く。

- 基点
- A 松山市北吉田町忽那山山頂
  - B 松山市吉田浜船溜防波堤突端
  - C 松山市松山空港海側旧東角
  - D 松山市吉田町松山市下水道西部浄化センター南角
  - E 松山市西垣生町3号岸壁北角
  - F 松山市吉田浜造成地防波堤付根
  - G 松山市松山港今出地区沖一文字防波堤南端
  - H 松山市西垣生町木材工業団地護岸西角
  - I 松山市西垣生町重信川右岸標識1号
  - J 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号
- 点
- ア Aから温泉郡中島町由利島南端見通し1,500メートルの点
  - イ Dから300度1,500メートルの点
  - ウ Eから270度1,500メートルの点
  - エ オから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点
  - オ IとJとを結んだ直線の中央点
  - カ Cから松山空港沖側護岸延長線上北東50メートルの点
  - キ カから0度530メートルの点
  - ク キから90度の線と松山市帝人埋立地護岸との交点
  - ケ Hから274度30分10メートルの点

3 関係地区 松山市西垣生町及び南吉田町

1 免許番号 伊共第85号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで



〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あおのり漁業	〃
〃	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	うに漁業	〃

(2) 漁場の位置 伊予郡松前町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し1,000メートルの点

エ Cから251度30分500メートルの点

3 関係地区 伊予郡松前町

1 免許番号 伊共第86号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑漁建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡松前町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Cエ及びエDの2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点 A 伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識2号

B 伊予郡松前町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

C 伊予郡松前町国近川河口左岸突端

D 伊予郡松前町東レ株式会社埋立地北西端

点 ア Aと松山市西垣生町重信川右岸標識1号とを結んだ直線の中央点

イ アから山口県大水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点

- ウ Bから山口県大水無瀬島島頂見通し 1,500メートルの点
- エ Cから 251度30分 500メートルの点

3 関係地区 伊予郡松前町

1 免許番号 伊共第87号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	わかめ漁業	"
"	いぎす漁業	"
"	もづく漁業	"
"	とさかのり漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あかがい漁業	"
"	いがい漁業	"
"	とりかい漁業	"
"	みるくい漁業	"
"	はまぐり漁業	10月1日から翌4月30日まで
"	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
"	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
"	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
"	しゃこ漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	うに漁業	"
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	"

(2) 漁場の位置 伊予市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びDから山口県屋代島小泊見通し線とEから同所見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、B点から伊予港西防波堤沿い280mに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町357-3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域及び昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付け

で愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界  
B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊 311 - 1  
の地先石灯籠（旧灯台）  
C 伊予市森川河口右岸端  
D 伊予市森大谷川河口端の標識  
E 伊予市と伊予郡双海町との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから山口県大水無瀬島島頂見通し 1,000 メートルの点  
イ Bから温泉郡中島町由利島灯台見通し 1,000 メートルの点  
ウ Cから温泉郡中島町由利島灯台見通し 1,000 メートルの点  
エ Dから山口県屋代島小泊見通し 1,000 メートルの点

3 関係地区 伊予市

1 免許番号 伊共第88号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びDから山口県屋代島小泊見通し線とEから同所見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、B点から伊予港西防波堤沿い280mに示された標識、同港北防波堤西端、同港北防波堤東端及び伊予市灘町 357 - 3同港北西堤突端を順次結んだ直線以内の区域及び昭和62年11月7日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」並びに同日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和63年11月25日付けで伊予市土地開発公社と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び平成8年11月13日付けで愛媛県と伊予漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点 A 伊予市と伊予郡松前町との最大高潮時海岸線における境界  
B 伊予市郡中港防波堤付根から護岸沿い東へ50メートル、伊予市米湊 311 - 1  
の地先石灯籠（旧灯台）  
C 伊予市森川河口右岸端  
D 伊予市森大谷川河口端の標識  
E 伊予市と伊予郡双海町との最大高潮時海岸線における境界
- 点 ア Aから山口県大水無瀬島島頂見通し 1,500 メートルの点  
イ Bから温泉郡中島町由利島灯台見通し 1,500 メートルの点  
ウ Cから温泉郡中島町由利島灯台見通し 1,500 メートルの点  
エ Dから山口県屋代島小泊見通し 1,500 メートルの点

3 関係地区 伊予市

1 免許番号 伊共第89号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予市森大谷川河口端の標識

点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し1,080メートルの点

3 関係地区 伊予市

1 免許番号 伊共第90号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	ぼら飼付漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予市地先

(3) 漁場の区域

ウア、アイ及びイBの3直線とウB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 伊予市森黒磯岩

B 伊予市と伊予郡双海町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから温泉郡中島町由利島東端見通し180メートルの点

イ Bから山口県屋代島小泊見通し200メートルの点

ウ Aから温泉郡中島町由利島東端見通し線の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 伊予市

1 免許番号 伊共第91号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	もづく漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで

〃	えむし漁業	〃
〃	しゃこ漁業	〃
第2種共同漁業	雑漁建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字高野川、大字上灘及び大字高岸地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県屋代島小泊見通し線と、Bから同島上津無山右端見通し(320度)線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

基点 A 伊予郡双海町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界

B 伊予郡双海町大字大久保甲1843おぶそ川水路口中央

3 関係地区 伊予郡双海町大字上灘、大字高野川及び大字高岸

4 制限又は条件

なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予郡双海町大字大久保及び同町大字串からの入漁を拒んではない。

### 1 免許番号 伊共第92号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字高野川地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予郡双海町大字高野川磯の鼻(高野川漁港3号防砂堤付根)

点 ア Aから山口県屋代島小泊見通し2,000メートルの点

3 関係地区 伊予郡双海町大字上灘、大字高野川及び大字高岸

### 1 免許番号 伊共第93号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡双海町上灘小網地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 伊予郡双海町大字上灘小網川川尻右岸端

点 ア Aから山口県沖家室島東端見通し910メートルの点

3 関係地区 伊予郡双海町大字上灘、大字高野川及び大字高岸

### 1 免許番号 伊共第94号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字高岸地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 200 メートル以内の区域  
     基点 A 伊予郡双海町大字高岸松の鼻  
     点 ア A から喜多郡長浜町青島東端見通し 1,800 メートルの点  
 3 関係地区 伊予郡双海町大字上灘、大字高野川及び大字高岸

**1 免許番号 伊共第95号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字高野川地先  
 (3) 漁場の区域  
     A から山口県屋代島小泊見通し線と B から同島小泊見通し線との間の最大高潮時海岸線から 270 メートル以内の区域  
     基点 A 伊予郡双海町と伊予市との最大高潮時海岸線における境界  
     点 B 伊予郡双海町大字高野川磯の鼻（高野川漁港 3 号防砂堤付根）  
 3 関係地区 伊予郡双海町大字高野川、大字上灘及び大字高岸

**1 免許番号 伊共第96号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	ぼら寄魚漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字高野川地先  
 (3) 漁場の区域  
     A から山口県屋代島小泊見通し線と B から同島小泊見通し線との間の最大高潮時海岸線から 300 メートル以内の区域  
     基点 A 伊予郡双海町大字高野川乙 18 - 26 前護岸に設置した標識（高の滝）  
     点 B 伊予郡双海町大字高野川と同町大字上灘小網との最大高潮時海岸線における境界  
 3 関係地区 伊予郡双海町大字上灘、大字高野川及び大字高岸

**1 免許番号 伊共第97号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ふのり漁業	〃
〃	あおのり漁業	〃
〃	もずく漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	あかがい漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばかがい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	しゃこ漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字大久保及び大字串地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県屋代島上津無山右端見通し(320度)線とBから同島小泊見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

基点 A 伊予郡双海町大字大久保甲1843おぶそ川水路口中央

B 伊予郡双海町と喜多郡長浜町との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 伊予郡双海町大字大久保及び大字串

4 制限又は条件

なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予郡双海町大字高野川、大字上灘及び大字高岸からの入漁を拒んではならない。

1 免許番号 伊共第98号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字大久保地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予郡双海町富岡川(川口)の右岸

点 ア Aから山口県沖家室島頂見通し1,440メートルの点

3 関係地区 伊予郡双海町大字大久保及び大字串

1 免許番号 伊共第99号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字串地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予郡双海町大字串豊田漁港防波堤設置第15番電柱

点 ア Aから喜多郡長浜町青島東端見通し1,550メートルの点

3 関係地区 伊予郡双海町大字大久保及び大字串

1 免許番号 伊共第100号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 伊予郡双海町大字串地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径130メートル以内の区域

基点 A 伊予郡双海町大字串乙1189番地18地先の標識(マド石)

点 ア Aから喜多郡長浜町青島東端見通し1,080メートルの点

3 関係地区 伊予郡双海町大字大久保及び大字串

1 免許番号 伊共第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ひじき漁業	"
"	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
"	ふのり漁業	"
"	あらめ漁業	"
"	さざえ漁業	"
"	かき漁業	"
"	あさり漁業	"
"	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
"	まてがい漁業	"
"	あかがい漁業	"



＼	とりがい漁業	＼
＼	ばかがい漁業	9月1日から翌3月31日まで
＼	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで
＼	たこ漁業	＼
＼	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
＼	うに漁業	1月1日から12月31日まで
＼	えむし漁業	＼
＼	しゃこ漁業	＼
＼	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字長浜地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボ口瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域及び昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点
- A 喜多郡長浜町と伊予郡双海町との最大高潮時海岸線における境界
  - B 喜多郡長浜町大字長浜甲576番地（水族館跡）北角前の標識
  - C 喜多郡長浜町と西宇和郡保内町との最大高潮時海岸線における境界（鵜の箸）
  - D 喜多郡長浜町大字長浜甲576番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）
  - E 喜多郡長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）
  - F 喜多郡長浜町長浜港東防波堤突端東角
  - G 喜多郡長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点
- ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し1,000メートルの点
  - イ Bから322度1,000メートルの点
  - ウ Fから340度34メートルの点
  - エ Gから喜多郡長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分（ホボ口瀬中央見通し線）の間の最大高潮時海岸線から2,200メートル以内の区域。ただし、DEの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びEGの3直線以内の区域、伊共第103号漁業権漁場区域及び昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域並びに昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。

- 基点 A 喜多郡長浜町と伊予郡双海町との最大高潮時海岸線における境界  
 B 喜多郡長浜町大字長浜甲 576 番地（水族館跡）北角前の標識  
 C 喜多郡長浜町と西宇和郡保内町との最大高潮時海岸線における境界（鵜の箸）  
 D 喜多郡長浜町大字長浜甲 576 番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）  
 E 喜多郡長浜町沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）  
 F 喜多郡長浜町長浜港東防波堤突端東角  
 G 喜多郡長浜町晴海工業団地護岸北角
- 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し2,200メートルの点  
 イ Bから322度2,200メートルの点  
 ウ Fから340度34メートルの点  
 エ Gから喜多郡長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡保内町と喜多郡長浜町との町界地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径540メートル以内の区域

- 基点 A 西宇和郡保内町と喜多郡長浜町との最大高潮時海岸線における境界（鵜の箸）

- 点 ア Aから山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点

3 関係地区 西宇和郡保内町磯崎並びに喜多郡長浜町大字出海及び大字櫛生

1 免許番号 伊共第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	1月1日から10月31日まで
〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から翌5月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島地先

(3) 漁場の区域 喜多郡長浜町大字青島の周辺最大高潮時海岸線から 360メートル以内の区域

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 105 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島地先

(3) 漁場の区域

喜多郡長浜町大字青島の周辺最大高潮時海岸線から 1,300メートル以内の区域

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 106 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島北東地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 100メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字青島弁天崎

点 ア Aから松山市三津浜港山山頂見通し 1,800メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 107 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島北西地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 100 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町大字青島新網代鼻  
     点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し 3,600 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 108 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島北西地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 100 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町大字青島権三崎  
     点 ア Aから山口県大島牛ヶ首鼻見通し 3,960 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 109 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島北西地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 100 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町大字青島首ククリ鼻  
     点 ア Aから山口県大水無瀬島北端見通し 3,240 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 110 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島南地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 100 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町大字青島豊後崎  
     点 ア Aから喜多郡長浜町大字須沢犀の鼻見通し 4,500 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 111 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島地先

(3) 漁場の区域

アを中心として半径500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 喜多郡長浜町大字青島弁天崎

点 ア Aから90度300メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第112号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第4種共同漁業	鳥付こぎ釣漁業	1月1日から5月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字青島地先

(3) 漁場の区域

喜多郡長浜町大字青島豊後崎を中心として半径500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 喜多郡長浜町大字青島豊後崎

3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第113号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字今坊地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字今坊大谷川河口左岸端

点 ア Aから喜多郡長浜町大字青島西端見通し1,000メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第114号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字今坊地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字今坊日ノ浦川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し2,000メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第115号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字今坊地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字今坊日ノ浦川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島西端見通し1,500メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第116号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字今坊地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字黒田大屋川河口左岸端

点 ア Aから喜多郡長浜町大字青島中央見通し3,300メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第117号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字今坊地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径200メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字今坊幸口川河口左岸端

点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,590メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第118号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字今坊地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 200 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町大字黒田大屋川河口左岸端  
     点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し 1,700 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 119 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字黒田地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 150 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町大字黒田大屋川河口左岸端  
     点 ア Aから山口県小水無瀬島中央見通し 1,500 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 120 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字長浜地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 150 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町長浜港北防波堤突端北角  
     点 ア Aから 326 度 3,600 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 121 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字長浜地先  
 (3) 漁場の区域 アを中心として半径 150 メートル以内の区域  
     基点 A 喜多郡長浜町長浜港北防波堤突端北角  
     点 ア Aから 324 度 5,480 メートルの点  
 3 関係地区 喜多郡長浜町

**1 免許番号 伊共第 122 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字須沢地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県平郡島盛崎見通し2,700メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第123号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字須沢地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字須沢犀の鼻

点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し2,700メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第124号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字須沢地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県八島北端見通し3,600メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第125号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字須沢地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径150メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字須沢松ヶ崎

点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し5,400メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町



1 免許番号 伊共第 126 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字櫛生地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 150 メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字櫛生三ツ石岩中央

点 ア A から山口県平郡島中央見通し 2,340 メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 127 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 4 種共同漁業	ぼら、このしろ寄魚漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字今坊地先

(3) 漁場の区域

A ア、アイ、及びイ B の 3 直線と A B 間の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点 A 喜多郡長浜町大字今坊大戸口川河口左岸端

B 喜多郡長浜町大字今坊貝垣川河口左岸端から海岸沿い西へ70メートルの標識

点 ア A から 328 度10分の最大高潮時海岸線から 500 メートルの点

イ B から 324 度 492 メートルの点

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 128 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 4 種共同漁業	ぼら、このしろ寄魚漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字長浜及び大字沖浦地先

(3) 漁場の区域

A から 322 度の線と B から 322 度の線との間の最大高潮時海岸線から 400 メートル以内の区域。ただし、C D を結んだ直線から上流を除く。

基点 A 喜多郡長浜町大字長浜甲 576 番地（水族館跡）北角前の標識

B 喜多郡長浜町大字沖浦鵜戸の口中央

C 喜多郡長浜町大字長浜甲 576 番地（水族館跡）前の地区整理記念碑（肱川右岸）

D 喜多郡長浜町大字沖浦港北防波堤東北端角（肱川左岸）

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 129 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 4 種共同漁業	ぼら、このしろ寄魚漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字櫛生地先

(3) 漁場の区域

A から山口県平郡島櫛崎見通し線と B から同所見通し線との間の最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字須沢漁港防波堤東付根から海岸線沿い東 100 メートルの標識

B 喜多郡長浜町大字櫛生高岩中央

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 130 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 4 種共同漁業	ぼら、このしろ寄魚漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字櫛生地先

(3) 漁場の区域

A から 310 度の線と B から 310 度の線との間の最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字櫛生エボシ岩中央

B 喜多郡長浜町大字櫛生コクリヨ岩中央

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 131 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 4 種共同漁業	ぼら、このしろ寄魚漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 喜多郡長浜町大字出海地先

(3) 漁場の区域

A から山口県平郡島盛崎見通し線と B から同所見通し線との間の最大高潮時海岸線から 400 メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町大字出海野田川河口右岸端

B 喜多郡長浜町大字出海尾中川河口右岸端

3 関係地区 喜多郡長浜町

1 免許番号 伊共第 132 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称および漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とりかい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月31日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9 月 1 日から翌 5 月31日まで
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡保内町北部地先

(3) 漁場の区域

A からホボ口瀬中央見通し線（ 313 度51分）と B から 322 度の線との間の最大高潮時海岸線から 700 メートル以内の区域

基点 A 喜多郡長浜町と西宇和郡保内町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡保内町（北部）と同郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡保内町磯崎、同町喜木津及び同町広早

1 免許番号 伊共第 133 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡保内町北部地先

(3) 漁場の区域

A からホボ口瀬中央見通し線（ 313 度51分）と B から 322 度の線との間の最大高潮時海岸線から 1,300 メートル以内の区域

- 基点 A 喜多郡長浜町と西宇和郡保内町との最大高潮時海岸線における境界  
 B 西宇和郡保内町（北部）と同郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡保内町磯崎、同町喜木津及び同町広早

**1 免許番号 伊共第 134 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡保内町夢永岬地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 500 メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡保内町夢永岬

点 ア A から 350 度 2 200 メートルの点

3 関係地区 西宇和郡保内町磯津地区

**4 制限又は条件**

喜多郡長浜町大字出海地区からの入漁を拒んではならない。

**1 免許番号 伊共第 135 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称および漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とりかい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月31日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9 月 1 日から翌 5 月31日まで
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先

(3) 漁場の区域

A から 322 度の線と B から 340 度の線との間の最大高潮時海岸線から 700 メートル以内の区域。ただし、B ア、アイ及びイウの 3 直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡保内町（北部）と同郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 伊方町九町 570 - 5 と同町亀浦1359 - 2 の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア B から 340 度 392 メートルの点

イ アから90度 191 メートルの点

ウ イから 150 度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越および同町亀浦

### 1 免許番号 伊共第 136 号

#### 2 免許の内容たるべき事項

##### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

##### (2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先

##### (3) 漁場の区域

A から 322 度の線と B から 340 度の線との間の最大高潮時海岸線から 1,300 メートル以内の区域。ただし、B ア、アイ及びイウの 3 直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 西宇和郡保内町（北部）と同郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

B 伊方町九町 570 - 5 と同町亀浦1359 - 2 の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界

点 ア B から 340 度 392 メートルの点

イ アから90度 191 メートルの点

ウ イから 150 度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

### 1 免許番号 伊共第 137 号

#### 2 免許の内容たるべき事項

##### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

##### (2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町伊方越地先

##### (3) 漁場の区域 アを中心として半径54メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町（北部）と同郡保内町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

- 点 ア Aから海岸沿い西へ 242 メートルの点
- イ アから 305 度 216 メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

**1 免許番号 伊共第 138 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	つきいそ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町亀浦地先

(3) 漁場の区域 アを中心として半径 54 メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町亀浦海崎

- 点 ア Aから 313 度 216 メートルの点

3 関係地区 西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦

**1 免許番号 伊共第 139 号**

**2 免許の内容たるべき事項**

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	とりかい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から 翌 3 月 31 日まで
〃	うに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9 月 1 日から 翌 5 月 31 日まで
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び同町二見北部地先

(3) 漁場の区域

A から 340 度の線と B から山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 700 メートル以内の区域。ただし、A ア、アイ及びイウの 3 直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第 2 条第 1 項に定める区域及び昭和59年 6 月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 伊方町九町 570 - 5 と同町亀浦1359 - 2 の境界線上の標識（昭和59年 6 月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界  
B 西宇和郡伊方町（北部）と同郡瀬戸町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

点 ア A から 340 度 392 メートルの点  
イ アから 270 度 785 メートルの点  
ウ イから 197 度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び同町二見

### 1 免許番号 伊共第 140 号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種共同漁業	雑魚建網漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡伊方町九町及び同町二見北部地先

(3) 漁場の区域

A から 340 度の線と B から山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から 1,300メートル以内の区域。ただし、A ア、アイ及びイウの 3 直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第 2 条第 1 項に定める区域及び昭和59年 6 月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。

基点 A 伊方町九町 570 - 5 と同町亀浦1359 - 2 の境界線上の標識（昭和59年 6 月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界  
B 西宇和郡伊方町（北部）と同郡瀬戸町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

点 ア A から 340 度 392 メートルの点  
イ アから 270 度 785 メートルの点  
ウ イから 197 度の延長線と最大高潮時海岸線との交点

3 関係地区 西宇和郡伊方町九町及び同町二見

### 1 免許番号 伊共第 141 号

#### 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで

〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	4月1日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あさり漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	とりがい漁業	〃
〃	ばい漁業	〃
〃	とこぶし漁業	〃
〃	ばていら漁業	〃
〃	まてがい漁業	〃
〃	かき漁業	〃
〃	みるくい漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	なまこ漁業	6月1日から翌3月31日まで
〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし漁業	〃
〃	いせえび漁業	9月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡瀬戸町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町(北部)と同郡瀬戸町(北部)との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡瀬戸町(北部)と同郡三崎町(北部)との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡瀬戸町

1 免許番号 伊共第142号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡瀬戸町北部地先

(3) 漁場の区域

Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡伊方町(北部)と同郡瀬戸町(北部)との最大高潮時海岸線におけ



る境界

B 西宇和郡瀬戸町（北部）と同郡三崎町（北部）との最大高潮時海岸線における境界

3 関係地区 西宇和郡瀬戸町

1 免許番号 伊共第 143 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	あおさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	ひじき漁業	〃
〃	てんぐさ漁業	5 月 1 日から10月31日まで
〃	わかめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	〃
〃	いわのり漁業	〃
〃	あらめ漁業	〃
〃	かじめ漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	あわび漁業	1 月 1 日から10月31日まで
〃	とこぶし漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	ばていら漁業	〃
〃	たこ漁業	〃
〃	えむし漁業	〃
〃	うに漁業	〃
〃	なまこ漁業	6 月 1 日から翌 3 月31日まで
〃	いせえび漁業	9 月 1 日から翌 5 月31日まで
第 2 種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から12月31日まで
〃	雑魚建網漁業	〃

(2) 漁場の位置 西宇和郡三崎町北部地先

(3) 漁場の区域

A から 300 度の線と B から大分県関崎灯台見通し線との間の最大高潮時海岸線から 700 メートル以内の区域

基点 A 西宇和郡瀬戸町と同郡三崎町との最大高潮時海岸線における境界

B 西宇和郡三崎町佐田岬灯台

3 関係地区 西宇和郡三崎町

1 免許番号 伊共第 144 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 3 種共同漁業	ぶり、たい、いさき飼付漁業	1 月 1 日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 西宇和郡三崎町正野地先

(3) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、及びウBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 西宇和郡三崎町佐田岬灯台

B 西宇和郡三崎町大島北端

点 ア Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点

イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点

ウ Bから西宇和郡三崎町長崎鼻見通し500メートルの点

3 関係地区 西宇和郡三崎町